# 平成30年第4回美幌町議会臨時会会議録

平成30年 5月11日 開会 平成30年 5月11日 閉会

平成30年 5月11日 第全号

#### 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認について〔美幌町税条例の一部を改正する条 例制定〕

日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認について〔美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定〕

日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町一般会計補正 予算(第13号)〕

日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町国民健康保険 特別会計補正予算(第5号)〕

日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町介護保険特別 会計補正予算(第7号)〕

日程第 8 承認第 7号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第5号)〕

日程第 9 承認第 8号 専決処分の承認について〔平成29年度美幌町個別排水処理 特別会計補正予算(第4号)〕

日程第10 議案第60号 平成30年度美幌町一般会計補正予算(第1号)について

日程第11 報告第 8号 専決処分の報告について(町道第251号道路排雪作業中による電話柱支線断線事故の損害賠償)

#### 〇出席議員

髙 橋 秀 明 君 2番 大 江 道 男 君 1番 新鞍峯雄君 4番 上 杉 晃 央 君 3番 稲 垣 淳 一 君 6番 戸 澤 義 典 君 5番 7番 早瀬仁志君 8番 岡 本 美代子 君 坂 田 美栄子 君 9番 副議長10番 吉 住 博 幸 君 11番 橋 本 博 之 君 12番 中嶋 すみ江 君 13番 古 舘 繁 夫 君 議 長14番 大 原 昇 君

## 〇欠席議員

なし

# 〇地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君 教 育 委 員 会 平 野 浩 司 君 監 査 委 員 髙 木 清 君

### 〇地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副 長 平 井 雄 二 君 総 務 部 長 広 島 学 君

民 生 部 長 高 崎 利 明 君 建設水道部長 憲 君 石 澤 会計管理者 橋 本 美典 君 庁 舎 建 設 主 幹 或 求 君 遠 まちづくり主幹 三智雄 田 中 君 財 務 主 幹 中 尾 亘 君 税務主幹 関 弘 法 君 児童支援主幹 多 敏 明 君 田 健康推進主幹 孝 武 田 司 君 みらい農業センター主幹 午 来 博 君 商工主幹 君 後 藤 秀 人 建設 主幹 武 志 Ш 原 君 建築 俊 男 主幹 西 君 病院総務主幹 菅 敏 郎 君 教育部長 圭 \_ 君 田 村 学校給食主幹 岩 田 憲 次 君 町民会館建設主幹 斉 藤 浩 司 君 博物館主幹 鬼 和 幸 君 丸 監查委員室長 谷 Ш 明 弘 君

経 済 部 長 矢 萩 浩 君 病院事務長 但 馬 司 君 憲 総務主幹 小 室 保 男 君 防災危機管理主幹 媏 勲 君 河 政策主幹 小 室 秀 隆 君 契約財産主幹 大 場 正 規 君 環境生活主幹 渡 辺 靖 行 君 君 福祉主幹 遠 藤 明 農政主幹 斉 君 佐々木 耕地林務主幹 伊 成 博 次 君 観光主幹 君 那 須 清 施設管理主幹 浩 中 沢 喜君 水道主幹 御 田 順 司君 地域医療連携主幹 高 Щ 吉 春 君 学校教育主幹 以 頭 志君 隆 社会教育主幹 露 也 君 口 哲 スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君 農業委員会事務局長 酒 井 祐 君

#### 〇議会事務局出席者

 $\equiv$ 事 務 局 長 原 豪 君 次 長 佐 藤 和恵 君 藤 事 係 長 事 君 議 橋 本 勝 君 議 係 新 田 麻 美

#### 午前10時00分 開会

#### ◎開会・開議宣告

 O議長(大原 昇君)
 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、平成30 年第4回美幌町議会臨時会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。

# ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(大原 昇君) 日程第1 会議録 署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条 の規定により、7番早瀬仁志さん、8番岡 本美代子さんを指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長(大原 昇君) 日程第2 会期の 決定についてを議題とします。

去る5月8日、議会運営委員会を開きま したので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

〇11番(橋本博之君) 〔登壇〕 平成30年第4回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る5月8日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分 の承認7件、補正予算1件、専決処分の報 告1件があります。

以上の内容でありますので、本臨時会の 会期については、本日1日限りといたしま す。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げまして、議会運営委員長としての報告といたします。

〇議長(大原 昇君) お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告

のあったとおり、本臨時会の会期を1日間 としたいと思いますが、御異議ありません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(大原 昇君)** 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

## ◎諸般の報告

○議長(大原 昇君) 諸般の報告を行い ます。

諸般の報告については、事務局長から報 告させます。

**○事務局長(藤原豪二君)** 諸般の報告を 申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。 朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規 定に基づく出席説明員につきましても、印 刷したものを配付しておりますので、御了 承願います。

なお、鈴木農業委員会会長所用のため、 欠席の旨届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報 用のため写真撮影を行いますので御了承願 います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン の使用を許可しておりますので、あわせて 御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎提出案件の概要説明

○議長(大原 昇君) 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、 発言を許します。

町長。

〇町長(土谷耕治君) 〔登壇〕 本日、

ここに平成30年第4回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定 については、地方税法の一部改正に伴い、 平成30年度の町税課税のため急を要した こと。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、平成30年度のサービス利用者からの手数料徴収のため急を要したこと。

平成29年度美幌町一般会計補正予算 (第13号) については、起債事業費の確 定に伴う会計処理などのため急を要したこ と。

平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

平成29年度美幌町介護保険特別会計補 正予算(第7号)については、介護サービ ス給付費の確定に伴う会計処理などのため 急を要したこと。

平成29年度美幌町公共下水道特別会計 補正予算(第5号)については、建設事業 費の確定に伴う、会計処理などのため急を 要したこと。

平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)については、維持管理事業費の確定に伴う会計処理などのため急を要したこと。

以上の理由により、専決処分をいたしま したので、御承認を賜りたいのでありま す。

補正予算について。

平成30年度美幌町一般会計補正予算 (第1号) につきましては、フルコンサートグランドピアノ等の備品購入費として、 2,473万8,000円。 スポーツ推進アドバイザー任用に係る嘱託職員賃金として、329万9,000 円

農業用機械の導入に対する経営体育成支援事業補助金として、600万円の増額を 行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれ ぞれ御説明を申し上げますので、御審議の 上、原案に御協賛を賜りますようお願いを 申し上げまして、提出案件の概要説明とい たします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

#### ◎日程第3 承認第2号

○議長(大原 昇君) 日程第3 承認第 2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 議案2ページ になります。

承認第2号専決処分の承認について御説 明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

3ページ、専決処分書でございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について、平成30年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月 31日でございます。

次に、4ページでございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次 のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により 御説明を申し上げますので、参考資料の1 ページをお開きいただきたいと思います。 資料1でございます。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定 でございますが、今回の改正目的につきま しては、地方税法の一部改正による条例改 正でございます。

内容は、まず1点目が法人町民税の条例 改正でございます。

そのうちの一つ目が、外国子会社合算税 制の見直しによります合算所得に対応する 法人町民税の控除制度の創設を図るもので ございます。

法人町民税の二つ目といたしましては、 法人町民税の納期限延長に係ります延滞金 計算期間の適正化を図るための改正でござ います。

次に、固定資産税、都市計画税につきましては、劇場あるいは音楽堂などのバリアフリー化など、一定の基準に適合する改修工事を行った場合、3分の1を軽減する特例措置の創設を図るものでございます。

次に、国民健康保険税でございますが、 基礎課税限度額を現行の54万円から58 万円に引き上げるもの。また、軽減措置で 5割軽減に係る被保険者数に乗じる金額を 現行の27万円から27万5,000円に、 2割軽減に係る被保険者数に乗じる金額を 現行の49万円から50万円に引き上げる 改正でございます。

その他、字句の整理などを行うものでご ざいます。

施行日につきましては、平成30年4月 1日でございます。

なお、参考資料の2ページから24ページに新旧対照表を添付しておりますので、 参考としていただきたいと思います。

以上、御説明申し上げました。よろしく お願いいたします。

O議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 2点ほど、御質問

いたします。

1点目が、この法人町民税、固定資産 税、それから都市計画税改正ということで すが、これらの改正に伴って、関係する、 あるいは影響する法人というのは町内にあ るのかが1点目であります。

2点目が、国民健康保険税ということで、これは4月から北海道の運営となっておりまして、保険料は道から示される給付金及び給付金を集めるのに必要な標準保険料を参考に、町が保険料率を定めて賦課するとなっていると思いますけれども、今回の改正というのは、これらの事項に関係するのか。それから、今後、激変緩和措置とか、保険料の平準化ということが出てくるか、保険料のですけれども、それらについては、今後改正する余地が出てくるのかどうかについて、以上2点お願いをいたします。

#### 〇議長(大原 昇君) 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 御質問のありました、まず1点目の法人町民税の改正に伴います美幌町内の法人がどれほど影響があるのかということでございますけれども、法人住民税の納期限延長については、納期限の延長申請等々含めて、該当する法人が出てこようかというように考えてございますけれども、外国子会社合算税制の見直しによります合算所得の控除については、影響する法人はないのかなと考えているところでございます。

それから、固定資産税、都市計画税につきましては、劇場あるいは音楽堂など用途が指定されており、なおかつ、一定のバリアフリー工事に対応するものということでいけば、今は、町内で劇場、音楽堂で個人の固定資産税が課税されているものが存在しないだろうと思っていますので、影響するものは、当面、新しくできたそのあとの改修工事でなければ出てこないのかなと考えているところでございます。

〇議長(大原 昇君) 税務主幹。

○税務主幹(関 弘法君) 国民健康保険 税の軽減の部分でございますが、北海道移 行になるということに伴いまして、あくま でも、課税の税率等を含めまして、その標 準的な税額を北海道として示して、それに 近い形で町が行っていくという形になりま すので、軽減につきましては、あくまでも この地方税の基準に伴って行っていくとい うことで、現在行っているところでござい ます。

〇議長(大原 昇君)6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 道が決めるという ことは承知しています。その中で、今後、 格差をなくすために、激変緩和措置とか、 保険料の平準化というのが、当然、道内の 自治体に出てくると思うのですけども、そ れらについては、まだ出てきていないとい うことでよろしいでしょうか。

〇議長(大原 昇君) 民生部長。

**○民生部長(高崎利明君)** 今回の国民健康保険税の改正につきましては、先ほど、税務主幹がお話したように、北海道としては都道府県化になりましたけれども、それぞれの市町村に対しまして、納付金を集めるための標準的な税率を示して、あくまでも賦課徴収につきましては、それぞれの市町村が、示された税率等を参考に決定する形になります。

今回、道から示されている金額につきましては、この税制改正の部分を含まないで示されてきておりますので、今後、この限度額の改正に伴って、保険税は若干ふえることが予想されますが、軽減措置の改正によって、軽減世帯もちょっとふえるという形でございますので、その部分については、それぞれの市町村で判断をして、賦課していくという形になります。

激変緩和等につきましては、あくまでも 当初予定された納付金の額が算定で示され ておりますので、3年間の中で、都道府県 が今後の医療費等の水準、伸びを見て、各

市町村に示された納付金は変わりません が、激変緩和は28年、過去3年の保険税 の収入額を参考に、今回示された納付金の 標準の税率との差額の分の激変緩和を埋め るために考えてきておりますので、今後、 この金額、地方税法がかわれば、今年度で はなく来年度以降の部分で、激変緩和は見 直されるかどうかそこまで確認はしており ませんが、そういう形で一応3年ごとに激 変緩和を見直していって、6年後になくす という考えでの運営計画になっております ので、今回の部分の地方税法の改正に伴い ます、町の国民健康保険税の改正につきま しては、あくまでも、道から示された納付 金を納めるために、地方税法の改正に伴い まして、町の保険税を改正して収入してい くという形になりますので、御理解願いた いと思います。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) これで質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本件は、承認することに決 定しました。

# ◎日程第4 承認第3号

〇議長(大原 昇君) 日程第4 承認第 3号専決処分の承認についてを議題としま す。

直ちに提出者の説明を求めます。 民生部長。

**○民生部長(高崎利明君)** 議案の12ペ ージをお開き願います。

承認第3号専決処分の承認について御説

明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

13ページ、専決処分書でございます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について、平成30年度サービス利用者からの手数料徴収のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月 30日でございます。

次に、14ページをお開き願います。 美幌町介護予防・生活支援事業条例の一 部を改正する条例制定について。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説 明いたしますので、参考資料の25ページ をお開き願います。

資料2、承認第3号関係、条例名は省略 させていただきます。

改正の目的でございますが、平成30年 度介護報酬基準の改定に伴い、サービス利 用者から徴収する手数料を改正するもので あります。

改正内容は、生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービス事業に係る利用者手数料を国の介護報酬単価に準じて改正するもので、各サービスごとの改定内容は、26ページから28ページに記載のとおりでございます。

新旧対照表につきましては、29ページ から36ページを御参照願います。

根拠法令等につきましては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準で、施行日は平成30年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいた します。

〇議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立 願います。

[賛成者起立]

〇議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本件は、承認することに決 定しました。

# ◎日程第5 承認第4号

○議長(大原 昇君) 日程第5 承認第 4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 議案の22ページになります。

承認第4号専決処分の承認について御説 明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

23ページ、専決処分書でございます。 平成29年度美幌町一般会計補正予算 (第13号)について、起債事業費確定に 伴う会計処理等のため急を要するので、地 方自治法第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月 30日でございます。

それでは、専決の内容について、御説明 申し上げますので、25ページをお開きい ただきたいと思います。

平成29年度美幌町一般会計補正予算(第13号)。

平成29年度美幌町の一般会計補正予算 (第13号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、事務事業等 の確定による整理を図ろうとするものでご ざいます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ1,335万9,000円を追加 し、歳入歳出それぞれ111億4,591万 7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で 御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債 補正により御説明を申し上げますので、3 0ページをお開きいただきたいと思いま す。

地方債の補正でございます。

この中の上から6段目、除雪車両整備事業につきましては、ダンプ売り払いにより収入額が増となったことによります、起債の減額でございます。

それから、その下、1番下の少人数学級 推進事業につきましては、期限つき教諭の 配置を予定しておりましたが、その必要性 がなかったことによります、全額の減額と なってございます。

それから31ページ、1番上の町民会館 改築事業につきましては、環境省の補助金 額増によります借入額の減でございます。

その他の起債につきましては、事業費等の確定による減額で、平成29年度の起債総額につきましては、15億3, 237万2, 000円となります。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、50ページ、51ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費の4目財産管理費で、庁舎改

築等事業費、積立金2億1,000万円の増 でございますが、本補正の余剰財源の一部 を役場庁舎改築基金に積み立てるもので、 平成29年度末で約7億円の基金残高とい うことになります。

なお、今補正に係ります各種基金の平成29年度末残高見込みについては、参考資料の37ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5目企画費でございます。

政策推進事業費、事務事業協力報償11 0万1,000円の減、それから一つ飛びま して、積立金11万5,000円の減につき ましては、ふるさと寄附金の平成29年度 の総額が、1,096件2,878万4,00 0円となったことに伴います補正で、最終 額といたしまして、返礼品、報償費が1,3 89万9,000円、積立金が1,488万 5,000円となったところでございます。

次に、7目交通安全費、積立金500万円でございますけれども、本補正の余剰金一部で500万円を交通安全推進基金に積み立てを行おうとするものでございます。

次に、53ページをお願いします。

9目財政調整等基金費、積立金2,841 万2,000円の増でございます。

まず、平成30年3月6日に大空町在住の市石悦子様より1万円、3月7日に報徳の大屋委代様より1万円を、それぞれ図書蔵書に役立ててほしいと御寄附があったもの、また、平成29年度の雑誌スポンサー広告料、3社4万4,780円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

また、本補正予算の余剰金の一部、2,8 34万7,000円を減債基金に積み立てを 図るものでございます。

次に、55ページをお願いします。

55ページにつきましては、執行残等の 整理を図ろうとするものでございます。

次に、57ページでございます。

3 款民生費、2 項児童福祉費の児童福祉 事務費、負担金、子どものための教育・保 育給付費負担金1,480万円の減でございますが、施設給付費でありますが、主に藤幼稚園に係る負担金の減でございます。

次に、59ページと61ページについて は、執行残等の整理を図ろうとするもので ございます。

63ページをお願いいたします。

6款農林水産業費の4目農業振興費、農業振興施設等整備事業費469万5,000円の減につきましては、農業用機械大豆コンバイン等を導入の予定をしておりましたが、事業採択とならなかったことによります全額の減額でございます。

続きまして、2項林業費、1目林業総務費、林業推進事業費、補助金、町産材活用促進事業補助金1,052万円の減につきましては、当初、20棟400立米を見込んでいましたが、実績として7棟173立米となったことによります減額でございます。

それから、その下の木質ペレットストーブ購入補助金241万3,000円の減につきましては、当初10台を見込んでおりましたが、実績として4台となったことに伴います減額でございます。

その下、積立金28万円につきましては、4町で構成しております北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会、これのJ-VERに基づく配分額として、28万円の交付があったことから、未来への森林づくり基金へ積み立てを図るものでございます。

次に、65ページになります。

7款商工費の2目商工業振興費、起業家 支援事業補助金400万円の減につきまし ては、当初3件分を計上しておりました が、実績で1件であったため、減額をする ものでございます。

それから、その下の店舗リフォーム促進 支援事業補助金146万3,000円の減額 につきましては、当初17件で計上してお りましたが、実績といたしまして、件数は 20件となりましたが、1件当たりの事業 費が減少したことによります減額でござい ます。

次に、67ページになります。

10款教育費の3目教育振興費、学校教育振興事業費589万4,000円の減につきましては、少人数学級に係る配置が不要となったことによります減額でございます

次に、69ページをお願いいたします。 3項中学校費、1目学校管理費、中学校 管理事業の中の積立金、115万4,000 円につきましては、美幌中学校林の売り払いに基づくもので、売り払い代金が383 万4,000円となったことから、その7割 相当額268万4,000円を積み立てるも ので、当初計上の差額の計上でございます。

次に、71ページになります。

2目社会教育振興費、芸術文化振興事業 費、500万円積立金の増でございますけ ども、今補正の余剰金の一部を、芸術文化 の振興及び芸術鑑賞事業に当てるため、積 み立てを行うものでございます。

次に、73ページでございます。

12款職員給与費、職員給与支給事務費の減のうち、その他手当1,045万2,000円の減につきましては、当初予算で見込んでおりました、災害対応に係る実績が少なかったことによる減が主なものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます

36ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款町税でございます。

町民税、個人現年課税分2,399万7,000円の増でございますが、これにつきましては、給与所得の伸び、その下の法人につきましては、建設業等の税割額の増によるものでございます。

2款地方譲与税から39ページ8款の国

有提供施設等所在市町村助成交付金までに つきましては、交付額確定によります増減 でございます。

それから、10款地方交付税でございま す。

1億6,696万5,000円の増につきましては、普通交付税が36億9,468万9,000円。特別交付税が3億6,696万5,000円で確定したことに伴います増額補正でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

2項負担金の民生費負担金、児童福祉費 負担金の下、児童発達支援給付費負担金の 増82万円につきましては、利用希望者の 増及び移転による受け入れ枠拡大によりま す増額でございます。

13款使用料及び手数料は、利用者数等の確定によるものでございます。

それから、14款国庫支出金及び15款 道支出金につきましては、事業費等確定に 伴います、補助金等交付金の増減でござい ます。

次に、45ページをお願いいたします。

16款財産収入の1項財産運用収入でございます。利子及び配当金、森林組合出資配当金100万円の増につきましては、町の出資金2,500万円に対します4%の配当でございます。

次に、17款寄附金。

47ページになります。

4目の教育費寄附金、学校教育費寄附金 の増3万円につきましては、2月27日に 町内にお住まいの森谷智子様より、学校教 育の充実に役立ててほしいと3万円の御寄 附をいただいたものでございます。

18款繰入金でございます。

基金繰入金の財政調整基金及び公共施設整備基金につきましては、今補正に係る財源調整の繰り戻しを行うもの、その他につきましては、事業費確定に伴います増減でございます。

20款諸収入の5目雑入、下から五つ目

になります。施設研修費用代の増につきましては、エコハウス利用者の増に伴う補正でございます。

次に、49ページになります。

上から三つ目の森林組合事業割配当金につきましては、森林組合委託事業費の10%相当額の配当金でございます。

その下の職員研修受講助成金67万4,00円につきましては、職員研修に係ります経費について、北海道町村会及び北海道町村振興財団からの助成でございます。

21款町債につきましては、第2表で御説明を申し上げました。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

6番戸澤義典さん。

〇6番(戸澤義典君) 庁舎改築等事業費 積立金として2億1,000万円、交通安全 対策推進事業費積立金として500万円、 財政調整等基金積立金として2,841万 2,000円、芸術文化振興事業費積立金と して500万円など、この余剰財源から2 億5,000万円近くを積み立てしておりま すけども、2億5,000万円近くの余剰財 源というのは、平成28年度以前と比べて 同等ベースなのかという話と、基金という のはいろいろあると思うのですけれども、 なぜこの4項目の基金に積み立てたのか、 特に何か目標があって、例えば、庁舎積立 金2億1,000万円積み立てましたが、最 終的にいくらまで積み上げたいから今年度 はこれだけ、来年度いくら見込んでいる と、そういう計画があって、積み立ての項 目と積立額というのは決定していると思う のですけども、それらの根拠について説明 をしていただきたいと思います。

〇議長(大原 昇君) 総務部長。

○総務部長(広島 学君) まず1点目 の、2億5,000万円程度の余剰財源でご ざいますけれども、例年の決算ベースで、 おおむね2億から2億5,000万円の余剰 財源が出ておりますので、おおむね例年ベースかなと考えてございます。

それから、今回の余剰財源をそれぞれの 基金に積み立てているところでございます が、まず、1点目は特定目的基金、これに つきましては、事業に支障がないような形 での計画的な基金の積み立てを行っていく ということで考えてございます。

中でも、役場庁舎改築基金について、今回2億1,000万円の積み立てをしているところでございますけれども、おおむねの必要金額については、11億円程度というふうに考えてございます。これを、おおむね32年度末までには積み立てを終えたいということで考えております。

今回、減債基金にも積み立てをしてございます。これにつきましては、目標額については、いくらというのはなかなか難しいのですけれども、今の財政運営計画5カ年の計画の中で、平成34年度の基金残高として、減債基金9.6億円を見込んでございます。今回のもので3億3,800万円程度の現在高ということになりますので、これらに向けては、来年度以降も減債基金の積み立てが必要だろうと考えているところでございます。

減債基金については、37年度以降が大きく起債償還が厳しくなってくるかなということで、それらに向けた積み立てを今から行っていくということで考えているところでございます。

O議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

〇10番(吉住博幸君) 私が聞きたいのは、44ページ、45ページの道支出金の中の農林水産業費道補助金の中の林業費補助金のことについて、造林事業補助金の減ということで547万4,000円、その下の未来につなぐ森づくり推進事業補助金の減、258万1,000円。

これは道支出金だから、美幌町が決定するというか、出すほうの都合もあってこうなっているのだろうと思っていますが、これに関連して65ページの補助金、道支出金がないので、65ページ6款2項、3項に関係するのですかね。道支出金に関係で、直支出金に関係するのですかね。道支出金に関係で、差額も多少町が準備しなければいけないものもあっただろうと思っていますが、このとを含めて、支出金が、くれるものないかるのですが、今後、どういうようなおかるのですが、今後、どういうようなお方をお持ちなのか、最終的な結果こういうたとですので、この場でお聞かせ願いたいということが大枠で1点。

次に、2点目であります。

同じく45ページの財産収入における立 木売払収入のことについてお聞かせ願いた いのですが、これは、美幌町にある山から 木を切り出して売ると単純に言えば思って いますので、その中で、一般林売払代の減 と、それから学校林売払代の増という2点 があります。これは、どういういきさつな のか、例えば、伐採する面積が変わったか ら、もちろん立木数が減ったからこうなか たとか、見越した単価がこうだからこうな んだということで、今回こういう数字が出 ていますので、できましたらここをちょっ と丁寧に教えていただけないでしょうか。

〇議長(大原 昇君) 経済部長。

**○経済部長(矢萩 浩君)** ただいま、お 尋ねがありました、1点目の造林事業と未 来への森づくり事業の関係でございます が、こちらにつきましては、まず造林事業 につきましては、近年、北海道の予算の配 分が非常に少なくなっているところであり ます。また、これに伴いまして、歳出の方 の造林事業についても、事業量を減らさざ るを得ない状況にあります。

また、今後につきましては、近年予算の 配分が少ないということが続いております ので、その予算総額の確保について、機会 を捉えて関係団体とともに要望していきた いと考えているところであります。

次に、未来につなぐ森づくり推進事業、こちらの関係でありますが、こちらにつきましては、増減の理由でありますが、一つ目が、面積が減ったということ、そして、もう一つ目が、対象となる樹種が変更になったことによるヘクタール当たりの単価がふえたこと。

この二つが重なって総体的には減となっている状況であります。

以上、よろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君)月君)10番吉住博幸さん。

**〇10番(吉住博幸君)** 木という意味で まとめて聞いてしまったのですが、学校林 関係についてお聞かせ願いたいのですが、 例えば、学校林は、私も先輩から伝え聞い た話ですけども、昔、自治体が貧乏なとき があって、学校の運営にも支障を来す、そ ういう意味で、学校林というものを通して 予算を確保したいという流れがあったとは 思っていますが、あえてこれは、どっちに 聞いたらいいのかわからないのですけど も、今、意味があるのかということをお聞 かせ願いたいなという思いで、今、言葉を 選びながら喋っているのですけども、どう 見ても、毎年、森林管理という意味の支出 と、育ってから切るのと、時代が少なくと も20年、25年以上経っていることです けども、丹念に切ったところに造林をし て、お金がかかるということを見た場合 に、売払金に経費が追いつかないだろうと 思います。売り払うのは、20何年前の造 林でしたけど、単純にその後、造林したと すれば、立木で売っても経費がかさんでい くのであれば、これは、時代が貧乏な時代 のときと違って、一定の財政運営をしてい るわけですから、そういう意味では、今後 どうなるのかなということでお答えできる ものがあれば、参考までで構いませんが、 お答え願えたらと思っているところです。

〇議長(大原 昇君) 経済部長。

**〇経済部長(矢萩 浩君)** お尋ねのありました、立木売払の関係でございますが、 今回の補正につきましては、議員おっしゃるとおり、面積的には変わりありません。

支出材積いわゆる石高が、ふえたところ減ったところがあって、このような補正になったところであります。

そして、もう一つの、造林に関する経費の関係でございますが、おっしゃるように、非常に増嵩している部分もあります。

しかしながら、この森林の育成、こちらにつきましては、例えば、学校林につきましては木育活動だとか、そういった観点、さらには、町もFSC森林認証をとって、さまざまなカーボンオフセット等に取り組んでいるということもあり、今後を見据えた中で森林環境税と新たな制度も検討されていますので、そういったことで今後についても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ただ、おっしゃるように経費の関係もありますので、その辺につきましては、見直しできるものは見直しながら、今後につなげたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

 O議長(大原 昇君)
 10番吉住博幸さん。

O10番(吉住博幸君) これ以上しゃべると、町自体の考え方も聞かざるを得なくなってきますが、それは避けるとして、ただ、経費と言っても、その経費のかけ方です。

作業量が減ったときに、かけている経費が妥当なのかということも、ぜひ、研究していただきたいということを申し上げてやめます。

〇議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

**〇4番(上杉晃央君)** 41ページの住宅 使用料で、それぞれの使用料、住宅の部分

と駐車場の部分がふえておりますが、ふえ た理由は、いわゆる空き室の入居率が高ま ってそういうふうになったのか、ほかの要 因なのか、その辺の御説明をお願いいたし ます。

〇議長(大原 昇君) 建設水道部長。

○建設水道部長(石澤 憲君) 町営住宅 使用料及び町営住宅の駐車場の使用料につきましては、入居者数が減ったというよりは、年度途中の増減で、当初予算の算定をしたときよりも、予定をしていた増減の幅が少なかったということで、実際には、平成29年4月1日現在の入居者については、716件、駐車台数は326件、平成30年4月1日は706件、320件という入居の状況になってございます。

よろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君)4番上杉晃央さん。

**○4番**(上杉晃央君) そうすると、今の 数字から見れば入居率が高まったというこ とではなくて、人の出入りがあって、例え ば、所得によって家賃の金額がかわってま いりますが、そういうことによりプラスに なったという理解でいいですか。

〇議長(大原 昇君) 建設水道部長。

**○建設水道部長(石澤 憲君)** 最終的には、入居率が高まったという言い方も成り立つかもしれないですけれども、入居者が減らなかったということです。予定していたより、減らなかったという言い方になるかと思いますのでよろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君)4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 先ほどの706件 というのは、ことしの4月ということです から、最終補正の段階ですから、そうする と28年度末の入居戸数から見て、29年 度の716戸というのは今の説明だと、入 居率が高まってるという理解でいいです ね。 〇議長(大原 昇君) 建設水道部長。

**○建設水道部長(石澤 憲君)** そのよう に理解されて構わないと思います。

**○議長(大原 昇君)** ほかに質疑はあり ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(大原 昇君)** これで質疑を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本件は、承認することに決 定しました。

# ◎日程第6 承認第5号

○議長(大原 昇君) 日程第6 承認第 5号専決処分の承認についてを議題としま す。

直ちに提出者の説明を求めます。 民生部長。

〇民生部長(高崎利明君)議案の74ページをお開き願います。

承認第5号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

75ページでございます。

専決処分書。

平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月 30日でございます。 次の77ページをお開き願います。

平成29年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)。

平成29年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳 出それぞれ3,038万4,000円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ れ30億3,602万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で 御説明いたします。

今回、専決処分いたしました補正予算に つきましては、療養給付費負担金の確定に 伴い、国庫支出金及び保険給付費等の実績 を見込み減額補正を行ったものでございま す。

歳出から御説明いたしますので、86、 87ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費の給付見込み額の減少による減額でございます。

その下の4項出産育児諸費につきましては、35件の出産見込みが15件の実績となったことにより、841万6,000円を減額するものでございます。

88、89ページをお開き願います。

8 款保健事業費、1項保健事業費115 万1,000円の減額につきましては、実績に基づき、がん検診、個別予防接種、子育て世帯禁煙サポート負担金を減額し、脳ドック負担金を増額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしま すので、84、85ページをお開き願いま す。

2、歳入。

2款国庫支出金、3款療養給付費等交付金、5款道支出金につきましては、それぞれ額の確定に伴う増額及び減額でございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、補助金の確定に伴い軽減分を842万8,000円減額、支援分を100万1,000円増額し、人件費及び出産育児一時金の精算を行い、一般会計繰入金を1,400万9,000円減額するものでございます。

2項基金繰入金につきましては、療養給付費の減額等に伴い3,223万3,000 円を減額するものでございます。

なお、補正後の国民健康保険基金の残高 につきましては、参考資料 3.7ページに添 付させていただいておりますが、1億9,8 3.4万8,000円となります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本件は、承認することに決 定しました。

#### ◎日程第7 承認第6号

○議長(大原 昇君) 日程第7 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 民生部長。

**○民生部長(高崎利明君)** 議案の90ペ ージをお開き願います。

承認第6号専決処分の承認について御説 明申し上げます。 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

91ページでございます。

専決処分書。

平成29年度美幌町介護保険特別会計補 正予算(第7号)について、介護サービス 給付費の確定に伴う会計処理等のため急を 要するので、地方自治法第179条第1項 の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年3月 30日でございます。

次の93ページをお開き願います。

平成29年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第7号)。

平成29年度美幌町の介護保険特別会計 補正予算(第7号)は、次に定めるところ による。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳 出それぞれ4,130万2,000円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ れ17億6,018万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で 御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、その他の費用の実績を見込み減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、10 4、105ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会運営事務費及び介護認定調査事務費とも実績に基づく減額でございます。

2款保険給付費につきましても、1項介護サービス等諸費から、106、107ページの6項その他諸費まで実績見込みによる減額でございます。

108、109ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、介護予防プラン作成件数の確定に伴う委託料と健康教育実施回数の減に伴う賃金の減額でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費につきましては、成年後見制度利用の町長申し立てに係る経費の確定に伴う減額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、100、101ページをお開き願います。

2、歳入。

1 款保険料、1項介護保険料につきましては、決算見込みにより現年度分を1,106万7,000円、滞納繰越分を11万1,000円増額するものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、介護認定審査会経費等の精算に伴い、津別町、大空町からの負担金を減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、介護給付費負担金の確定に伴う増額補正でございます。

2項国庫補助金につきましては、当初7.8%を見込んでおりました調整交付金の交付率が7.2%に確定したことに伴い、1,475万5,000円を減額し、介護保険法改正対応プログラム改修に係る補助金が確定したことから、介護保険事業費補助金を98万円追加するものであります。

3 項地域支援事業交付金につきまして は、事業費の確定に伴う減額でございま す。

4款支払基金交付金と次の102ページ、103ページの5款道支出金につきましても、額の確定に伴う補正でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につき ましては、介護給付費、介護予防・日常生 活支援総合事業費等の実績、低所得者保険 料軽減額及び事務費の確定に基づく減額補 正でございます。

2項基金繰入金につきましては、介護サービス給付費の減及び保険料増に伴い3,476万6,000円を減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきまして は、参考資料37ページに添付させていた だいておりますが、4,454万5,000 円となります。

以上、御説明いたしました。

御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長(大原 昇君)**これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立 願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本件は、承認することに決 定しました。

# ◎日程第8 承認第7号

○議長(大原 昇君) 日程第8 承認第 7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 建設水道部長。

○建設水道部長(石澤 憲君) 議案の110ページをお開き願います。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、111ページをお願いいた

します。

専決処分書。

平成29年度美幌町公共下水道特別会計 補正予算(第5号)について、建設事業費 の確定に伴う会計処理等のため急を要する ので、地方自治法第179条第1項の規定 により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日につきましては、平成30年 3月30日でございます。

内容につきましては、補正予算で御説明 いたしますので、113ページをお願いい たします。

平成29年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第5号)。

平成29年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、公共汚水桝 設置工事に係る建設事業費並びに終末処理 場維持管理事業費の確定による減額補正を するものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ588万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,722万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御 説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正につきましては、 第2表、地方債補正で御説明申し上げます ので、116ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

公共下水道事業であります。

対象事業費の確定によるもので、起債限 度額を8,700万円から70万円減額いた しまして、8,630万円とするものであり ます。

次に、事項別明細書の歳出から御説明を 申し上げます。(「省略」と発言する者あ り) 以下につきましては、説明を省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本件は、承認することに決 定しました。

## ◎日程第9 承認第8号

〇議長(大原 昇君) 日程第9 承認第 8号専決処分の承認についてを議題としま す。

直ちに提出者の説明を求めます。 建設水道部長。

○建設水道部長(石澤 憲君) 議案の126ページをお開き願います。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

次のページ、127ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)について、維持管理事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日につきましては、平成30年 3月30日でございます。

内容につきましては、補正予算で御説明

いたしますので、129ページをお願いい たします。

平成29年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第4号)。

平成29年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、維持管理事業費の確定による減額補正をするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳 出それぞれ144万2,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9, 408万9,000円とするものでありま す。

第2項につきましては、事項別明細で御 説明申し上げますので、138ページ、1 39ページをお願いいたします。

3、歳出。

個別排水処理施設維持管理事業費の減 は、304戸の個別排水処理施設維持管理 事業費の確定に伴う執行残による減額であ ります。

次に、歳入について御説明申し上げます。(「説明省略」と発言する者あり) 以下につきましては、説明を省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 清掃業務委託料というのは、もう既に個別排水ができ上がって、維持管理に関するものだと私は思っていますので、既存の戸数、過去の、先ほど300を超える数字を言いましたが、新年度のものは、例えば29年やったのは別としても、固定しているものだろうなというふうに思っていますので、法的に清掃というのは決められていますから、それで、この100万7,000円というのは、あ

えて言えば、入札による金額の残なのか、 それとも戸数をしなかったということで捉 えてよいのか、戸数をしないということは 法的な点検業務を無視しているのかどうか という懸念が残りますので、御説明してい ただければありがたいです。

〇議長(大原 昇君) 建設水道部長。

**〇建設水道部長(石澤 憲君)** 浄化槽法 に基づきます清掃点検につきましては、法 令にのっとりまして実施をしているところ でございます。

お尋ねの浄化槽の清掃業務の委託料につきましては、清掃汚泥の量の実績減に伴います減額となっていますので、御理解をいただきたいと思います。

O議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(大原 昇君)** これで質疑を終わります。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決 定しました。

# ◎日程第10 議案第60号

**○議長(大原 昇君)**日程第10議案第60号平成30年度美幌町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 議案の141 ページになります。

議案第60号平成30年度美幌町一般会 計補正予算(第1号)について御説明申し 上げます。

平成30年度美幌町の一般会計補正予算

(第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ3,463万2,000円を追加 し、歳入歳出それぞれ109億4,691万 8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で 御説明申し上げますので、150ページ、 151ページをお開きいただきたいと思い ます。

歳出でございます。

2款の総務費、1目一般管理費につきましては、財源の振りかえを行うための補正でございます。

6款農林水産業費、農業費の補助金、経営体育成支援事業補助金600万円につきましては、事業実施主体が2名の農業者でございますけれども、農業用機械を購入するための補助金でありまして、補助上の上限額300万円2件分の予算計上でございます。財源につきましては、全額道補助金によるものでございます。

続きまして、10款教育費、4項社会教育費、2目社会教育振興費、芸術文化振興事業費でございます。

手数料5万4,000円につきましては、びほーるに購入いたします、スタインウェイ社のフルコンサートグランドピアノに係ります、町主催行事の際の調律手数料として2回分の計上でございます。

次に、3目社会教育施設費、町民会館等管理運営事業費の事務事業協力報償45万9,000円につきましては、今回購入をいたしますピアノに係る協力報償でございますけれども、まず、びほーるの施設調査のための報償費として15万円を、また、同機種のピアノ3台から1台を選定するための報償費として6万円を、それぞれ昭和音楽大学教授への報償費として計上をさせていただいたところでございます。

また、納入後にびほーるでの弾き込みが 必要となることから、同じく昭和音大教授 への報償費として24万9,000円、合計で45万9,000円の予算計上でございます。

次に、特別旅費として、1台選定を行う際の職員旅費として8万2,000円を計上しております。

続きまして、教育備品でございますが、 先ほども説明をいたしましたスタインウェ イ社のフルコンサートグランドピアノ購入 費として、2,342万円を、これは輸送費 及び据付調整等が入った金額を予定してお ります。

また、附属する備品といたしまして、椅子、ピアノカバー、運搬車、インシュレーターの購入費として、総額131万8,000円を計上してございます。

総額でピアノ購入費として、2,527万9,000円。財源内訳につきましては、芸術文化振興基金、寄附金でございますが、2,148万3,000円、一般財源が379万6,000円でございます。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総 務費でございます。

スポーツ推進事業費の増、329万9,00円につきましては、スポーツ推進アドバイザーとして、ソチオリンピック選手でございます、藤村祥子氏を嘱託職員として、4月に任用したことに伴います増額の補正でございます。

次に、148ページ、149ページ、歳 入について御説明を申し上げたいと思いま す。

道支出金、農業費補助金、経営体育成支援事業補助金600万円につきましては、 農業用機械購入に係ります補助金でございます。

繰入金、まず、財政調整基金繰入金71 4万1,000円につきましては、今補正に 係ります財源を財政調整基金に求めるもの でございます。

その下の芸術文化振興基金繰入金の増、 2,148万3,000円につきましては、 ピアノ購入に係る繰り入れを行うものでご ざいます。

なお、今補正に係ります平成30年度末 基金予定残高を参考資料の38ページに添 付しているところでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) 151ページの経 営体育成支援事業補助金600万円という ことで、2件分というふうに聞いておりま すけれども、これは、実際に申請する場 合、補助率がどういうふうになっているの かという、その内容を御説明いただきたい と思います。

2点目は、町民会館等の教育備品の購入の件でございますけれども、今回、ドイツのスタインウェイ社のフルコンサートグランドピアノを購入するということですが、美幌で購入するものと同程度のピアノが、オホーツク管内にどの程度整備をされているのかということと、美幌で購入しますから、やはり高額なグレードの高いピアノということで、今後の利用者がふえてくること等も考えられます。

その使用料等の料金設定に当たって、利用がふえてきて、使い勝手が悪くなるようなことも想定されますので、その辺の使用料金の決定に当たって、検討とか配慮をしながらいつぐらいまでに料金設定をなされるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

〇議長(大原 昇君) 経済部長。

**〇経済部長(矢萩 浩君)** 1点目にお尋ねございました、農業用機械の購入補助の関係でございますが、こちらにつきましては、補助の対象者が2件ということでございます。

そして、それぞれの機械の購入にかかる 事業費、これらのうち取得価格の10分の 3以内及び物件取得価格の最大300万円 ということでございますので、それぞれに 対して300万円を助成しようとするもの であります。

よろしくお願いします。

- 〇議長(大原 昇君) 教育部長。
- ○教育部長(田村圭一君) スタインウェイ社同程度のピアノの管内の導入状況でございますが、管内の導入といたしましては、北見市の芸術文化ホール、それから網走市オホーツク文化交流センター、紋別市の紋別市民会館、湧別町の文化センターでの導入ということになっております。

それと、利用料の関係でございますが、 利用につきましては、多くの方に利用していただきたいと考えているところでございまして、近隣の同じスタインウェイ社のピアノの導入の状況等も勘案いたしまして、これから決定していきたいというふうに考えておりますが、9月1日がオープン予定ということでございますので、それまでに規則の方で定めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君)4番上杉晃央さん。

○4番(上杉晃央君) そうすると、美幌 で5台目の同程度のピアノが入るというこ とで、近隣のピアノの使用料金というのが どの程度かということを、私は申しわけな いですが調査していないですけれども、い ずれにしても、現在あるピアノの使用料金 よりは、高額なピアノということで料金的 には高い設定になるのだと思うのですが、 他市町村がどのようになっているのかわか らないですけども、よく町内で利用する場 合と、町外で利用する場合で、料金格差を 設けることもありますので、そういう実情 などもよく調査されて、特に町民の方が利 用するときに、外からたくさん利用されて 利用がしづらいといったことのないよう に、最終的に料金決定に当たって、近隣町 村の現在の料金設定の中身だとかを十分精

査されて、検討されると思いますがいかが でしょうか。

〇議長(大原 昇君) 町民会館建設主 幹。

〇町民会館建設主幹(斉藤浩司君) 導入 後の利用料につきましては、管内の調査は もちろんですが、今回1,128名の多くの 寄附金をいただいていますので、町のルー ルにのっとって利用料を算定しますが、現 在のピアノは1日2,000円となってま

より多く、例えば、1時間当たりの利用料金とか、利用しやすい単価、また、町内町外の利用単価についてもこれから研究して設定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

**○10番(吉住博幸君)** 151ページの 今のピアノの話であります。

特に、町長にお聞かせ願いたいのですけ れども、今回の予算の額をみた場合に、私 の計算で言えば、町の持ち出しが約380 万円で今年度は終わるかと思っている中 で、町長が真剣になられて、対応が早かっ たことに対しては、高く評価すべきだと思 っているところでありますが、少なから ず、まだ議決は終わっていませんが、議決 をいただいたあとに、多額の寄附をいただ いた方々も含めて、今後の予定等という意 味で、その思いも実現する、具現化するわ けですから、御連絡含め、今後こういう 方々、まだ議決は終わっていませんが、議 決をいただいたとすれば、感謝の意を込め て、予定等を発信すべきでないかと思うと ころですが、町長いかがでしょうか。

〇議長(大原 昇君) 町長。

**〇町長(土谷耕治君)** お答えをいたした いと思います。

このたびは、お2人の方からそれぞれ1, 000万円という多額の御寄附をいただ き、また、びほーるにフルコンサートピア ノを要望する会においては、1,126名の 方の署名をつけて148万3,780円の御 寄附をいただきました。

そのことによって、私どもはなるべく早いうちに、これを購入しなければいけないと思い立ちまして、今回提案させていただいているのでありますけれども、この多額の寄附については、本当に心から感謝を申し上げたいと、そのように思っているところでございます。

びほーるが建設以来、皆さんに愛されて、本当に多くの皆様に利用していただいております。これが、フルコンサートピアノが設置されることによりまして、さらに多くの皆様に愛されて、利用していただけるのではないかと思っております。

そうしたことから、この後についても、きょう御決定をいただければ、それぞれの皆様に御報告をしたいと、そのように思っておりますし、また、本当に多額の御寄附をいただいた皆さんに心から感謝を申し上げまして、御提案をさせていただいておりますので、どうかよろしくお願いしたいとそのように思っているところでございます。

O議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(大原 昇君)** これで質疑を終わります。

これから、議案第60号平成30年度美 幌町一般会計補正予算(第1号)について を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成 の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決 されました。

#### ◎日程第11 報告第8号

〇議長(大原 昇君) 日程第11 報告 第8号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の 提出がありましたので、お聞きすることが あれば許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) ないようでありますので、報告第8号専決処分の報告については、これで終わります。

#### ◎閉会宣告

○議長(大原 昇君) 以上で、本臨時会 に付議されました案件は全部終了しまし た。

会議を閉じます。

これで、平成30年第4回美幌町議会臨 時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署名議員

署名議員